

静岡県告示第713号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

1 稲取自然観察の森鳥獣保護区（平成4年10月30日 静岡県告示第948号）

(1) 区域

林道桃野線と町道入谷天城線との交点を起点として、同地点から町道入谷天城線に沿って北西進し、防火線（遊歩道）との交点に至り、同地点から防火線に沿って北東進し、同線の終点に至り、同地点より尾根まで東北東進し、同地点から尾根に沿って南進し、林道桃野線との交点に至り、同地点から同林道に沿って南西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、東伊豆町白田字桃野裾地内に位置し、北側はスギ、ヒノキで覆われた緩傾斜地の山地であり、南側はカヤ等の草深い平坦地である。また、多くの動植物が生息しており、隣接する桃野湿原には自然生育の南限とされる湿原植物ジュンサイも生育している。このため、静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、積極的に野生鳥獣の保護繁殖に努める必要がある。

2 愛鷹山鳥獣保護区（昭和57年10月29日 静岡県告示第1032号）

(1) 区域（区域表示の変更）

東名高速道路と青野(l)橋との交点を起点として、同地点から市道 1179 号線に沿って北進し、愛鷹林道との交点に至り、同地点から同林道に沿って西進し、401 林班と民有地との境界の交点に至り、同地点から 401 林班境に沿って北進し、富士市行政境との交点に至り、同地点から同行政境に沿って北東進し、長泉町と富士市行政境との交点に至り、同地点から富士市と裾野市との行政境に沿って北西進し、位牌岳に至り、同地点から 453 林班境に沿って北西進し、453 林班の北西端に至り、同地点から 453 林班境に沿って南東進し、452 林班境との交点に至り、同地点から 452 林班境に沿って北東進し 31 境界点に至り、同地点から同点と 62 境界点を結ぶ直線に沿って南東進し、62 境界点との交点に至り、同地点から 452 林班境に沿って東進し、南進し、451 林班境との交点に至り、同地点から 452 林班境に沿って東進し、南進し、451 林班境との交点に至り、同地点から 451 林班境に沿って南東進し 445 林班との交点に至り、同地点から 445 林班と民有地との境界に沿って南東進し、更に 446 林班、444 林班、443 林班と民有地との境に沿って進み、439 林班との交点に至り、同地点から 439 林班と民有地との境界に沿って南進し、北西進し、池の平林道との交点に至り、同地点から同林道に沿って西進し、438 林班との交点に至り、同地点から 438 林班と民有地との境界に沿って南西進し、沼津市行政界との交点に至り、

同地点から同行政界に沿って南進し、東名高速道路との交点に至り、同地点から同高速道路に沿って西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 愛鷹山を中心とした当該区域は天然記念物に指定されているカモシカをはじめ数多くの野生鳥獣が生息しており、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

3 香貫山鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域（区域表示の変更）

香貫山、徳倉山の全山と鷲頭山のうち、沼津市大平字戸ヶ谷から鷲頭山頂上に至る登山道を登り、鷲頭山頂に至り、更に鷲頭山頂から大平山頂を結ぶハイキングコースを経て伊豆の国市との境を南進し、狩野川放水路隧道上に至り、更に放水路口に至る線より西側一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は香貫山・徳倉山・鷲頭山を含み、登山道が整備され市民がハイキング等で多数訪れる区域である。数多くの野生鳥獣が生息しており、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

4 伊豆市修善寺鳥獣保護区（昭和42年3月31日 静岡県告示第217号）

(1) 区域

伊豆市修善寺字半径寺山地内の伊豆市道110003号線と伊豆市道210006号線の交点を起点とし、同地点から伊豆市道210006号線を南進し、伊豆市道310402号線に交わる。同地点から、伊豆市道310402号線を北進し、伊豆市道110003号線に交わり、同地点から伊豆市道110003号線を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、修善寺梅林や生活環境保全林を中心として、クヌギ、コナラ、ウメ等の修善寺の里山の原風景が広がる自然に恵まれた野生鳥獣の絶好の生息地であり、鳥獣の保護を図るため、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

5 天城高原鳥獣保護区（昭和37年6月12日 静岡県告示第390号）

(1) 区域（区域表示の変更）

伊豆スカイラインにかかるカジカ沢橋を起点とし、伊豆スカイラインに沿って東進し、防火線との交

点に至り、同地点から同防火線に沿って南進し、伊豆観光開発株式会社社有地境に至り、同地点から同社有境に沿って防火線を南進し、アブラツボ沢及びタジマ沢を経て伊東市と東伊豆町との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って沢を北西に進み、国有林境（天城鳥獣保護区）に至り、同地点から同境及び市、町境に沿って防火線を北西に進み、伊豆市との境界線に至り、同地点から国有林境に沿って北西に進み、社有地と接する国有林の北端に至り、同地点から社有地内道路に沿って南進し、カジカ沢の終点に至り、同地点から同沢に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は別荘分譲地となっており、小型の鳥類及びキツネ・タヌキ・ニホンジカなど数多くの野生鳥獣が生息しており、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

6 須走鳥獣保護区（昭和37年10月30日 静岡県告示第134号）

(1) 区域（区域表示の変更）

駿東郡小山町須走地内の須走浅間神社を起点とし、須走口登山道に沿って西進し、陸上自衛隊富士学校射撃場入口分岐点に至り、同地点から大字須走字ぜんだな487番地の2の地点を直線で結び、この地点から国道138号に沿って東進及び南進し、字大屋根492番地の1に至り、同地点から中腹道路に沿って東進し、字桜沢99番地の1の東端に至り、同地点から尾根に沿って南進し、伊奈神社に至り、同地点から町道文京道路を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は富士山登山道周辺に位置し、観光客も多く訪れる自然環境豊かな地域である。また、ツキノワグマを中心とした数多くの野生鳥獣が生息しており、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

7 伊豆市上船原鳥獣保護区（昭和57年10月29日 静岡県告示第1032号）

(1) 区域（区域表示の変更）

県道船原西浦高原線と、船原川との交点を起点とし、同地点から県道船原西浦高原線を南東に進み、国道136号に至る。同地点から国道136号を東に進み、国道136号と林道土肥川線との交点に至る。同地点から林道土肥川線を北に進み、林道達磨山線に入る。林道達磨山線を北に進み、原小屋橋に至る。同地点から原小屋橋下を流れる沢を最上流まで進み、その後尾根沿いに南西へ500m進む。同地点から真西へ進んで船原川に至る。同地点から船原川を下流に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、スギ、ヒノキを中心とした人工林と多くの広葉樹が生育し、水源に恵まれ豊かな地勢で鳥獣の生息に適している。生息する鳥獣は狩猟鳥獣が多く、鳥獣保護区設定後増加傾向にある。

8 香貫山東鳥獣保護区（昭和63年10月21日 静岡県告示第1024号）

(1) 区域（区域表示の変更）

口野トンネル（国道414号の隧道）東端を起点として、同トンネル上を西進し沼津市との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って北進し大平山山頂に至り、同地点から香貫山鳥獣保護区の外周に沿って鷺頭山方向に西進しさらに同外周に沿って北東に進み、続けて大平山の山裾を東進し函南町との境界線に至り、同地点から同境界に沿って県道原木沼津線との交点に至り、同地点から同線を南進し市道長27-2号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南進し市道長27-6号線との交点に至り、同地点から同市道を東進し市道長2-1号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し県道原木沼津線との交点に至り、同地点から同線を東進しさらに南進し、県道葦山伊豆長岡修善寺線との交点に至り、同地点から同線を南進しさらに西進し、市道長101号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し、県道静浦港葦山停車場線との交点に至り、同地点から同線を西進し、市道長1093号線との交点に至り、同地点から同市道を西進しさらに南進し、国道414号との交点に至り、同地点から同道を西進し起点に至る一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は大平山、大嵐山があり市民がハイキング等で多数訪れている。また、数多くの野生鳥獣が生息しており、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

9 玉沢鳥獣保護区（平成4年10月30日 静岡県告示第948号）

(1) 区域（区域表示の変更）

県道三ツ谷・谷田線と市道パサディナ赤王線との交点を起点として、同地点から県道三ツ谷・谷田線に沿って東進し、市道谷田168号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し、市道谷田169号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東進し、農道との交点に至り、同地点から同農道に沿って北進し、市道市山玉沢線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し、農林漁業用揮発油税財源見替農道との交点に至り、同地点から同農道に沿って東進し、函南町行政境との交点に至り、同地点から同町境に沿って南西進し、市道パサディナ赤王線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域には老人ホームや寺院があり、また桜や紅葉の名所として多くの人が訪れる地域である。また、数多くの野生鳥獣が生息しており、引き続き鳥獣保護区として存続させる必要がある。

10 丸火鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域

県道富士七色石裾野線以南の溶岩地で囲まれた丸火自然公園の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、標高400～600mの富士山麓南東部、愛鷹山麓西部に位置し、広葉樹が点在するスギ・ヒノキ人工林が広がり、また、富士山南鳥獣保護区、富士市境塚鳥獣保護区及び愛鷹山麓西鳥獣保護区に挟まれているため、野生鳥獣の生息地として適した地域として保護を図る。

11 愛鷹山西鳥獣保護区（昭和46年10月26日 静岡県告示第699号）

(1) 区域（区域表示の変更）

越前岳、呼子岳、鋸岳、位牌岳を結ぶ稜線以西の内山土砂流出防備保安林と須津山水源かん養保安林の天然林一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、標高900～1,400mの愛鷹山西部に位置し、広葉樹が点在するスギ・ヒノキを中心とした人工林と、コナラなどの広葉樹が広がり、水源にも恵まれているため、野生鳥獣の生息地として適した地域として保護を図る。

12 沼久保鳥獣保護区（平成24年10月30日 静岡県告示第883号）

(1) 区域（区域表示の変更）

蓬萊橋（東側）と富士川河川敷の交差点を起点として、同地点から河川敷沿いに東進して富士宮市沼久保289番地との接点に至り、同地点から標高50メートルの等高線に沿って東進して丸エ砂利販売株式会社管理私道との交点に至り、同地点から南進して富士川河川敷と水面との交点に至り、同地点から富士川河川敷と水面との境界を西進して蓬萊橋との交点（起点から約30m西側）に至り、同地点から起点へ至る線に囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、富士川左岸の河川敷にある市が整備・管理している公園を含む周辺区域に位置し、広場や遊歩道が整備され、市民が集う憩いの場となっていて、野鳥観察を楽しむ人も多いため、鳥獣の生息地としての保護を図る。

13 谷津山鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域（区域表示の変更）

静岡市葵区音羽町27番14号静岡市消防団静岡第7分団音羽町詰所前を起点として、詰所西側の市道横内町東町線を北西進し、市道春日町沓谷二丁目線との交点に至り、同所から同市道沿いに葵区沓谷1丁目沓谷霊園方面に進み、静岡市立東中学校グラウンド前を過ぎ、葵区沓谷2丁目の旧静岡陸軍墓地前を過ぎ、蓮永寺をさらに東進する。葵区沓谷3丁目須賀神社から山沿いに農道を愛宕神社前参道からさらに東進、山沿いに進む。葵区沓谷4丁目23番地19号の角地に進む。愛宕霊園前の川沿いに東進、宗長寺他5寺前の市道沓谷2号線を通り、県道山脇大谷線の交差点に至り南東に進み葵区长沼町2丁目15番9号地先に至り、この角地から市道長沼町6号線に入り西進し、市道沓谷長沼線を経由して市道長沼11号線に至る。同市道を南進し、静岡県立科学技術高等学校北側外壁沿いに市道長沼11号線を南西に進み、静岡鉄道(株)静岡清水線（電車線）に至る。ここから線路沿いに南進する。静岡県護国神社前を通り、さらに静岡鉄道袖木駅前、春日町駅前を通り、音羽町駅前に至る手前の市道横内町東町線を北西進し、音羽町清水寺前を進み、起点の詰所前に至る、谷津山全山を囲む一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 本地域は静岡市の中心部の市街地の中にある丘陵地であり、付近は、公園、病院、神社、寺院、学校等公共的な建築物のほか、一般住宅もあり訪れる人も多く狩猟地に適さない。また、本地域は市街地の中にある貴重な緑地であり、市民の憩いの場となっている。本地域の貴重な自然を保全し鳥類の繁殖を促すとともに、神社、寺院の静寂を保ち、狩猟活動に伴う危険防止を図るため、鳥獣保護区に指定する。

14 洞慶院鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域（区域表示の変更）

静岡市葵区羽鳥1844洞慶院老梅林園前の市道羽鳥久住奥1号線を起点とし、同地点から山道に沿って北東に峠（通称牧越し）まで進み、同地点から山道に沿って南西に進み、御休場山に至り、同地点から山道に沿って東に進み、小峯に至り、同地点から尾根に沿って南進し、国道1号静岡バイパス側面に至り、官民境界に沿って南西に進み、大門橋との交点に至り、同地点から市道羽鳥建穂1号線に沿って北西に進み、市道羽鳥洞慶院1号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 本地区は洞慶院を中心とした市街地近郊の観光名所である。近くには安倍城砦跡、木枯の森といった名所旧跡もあり、墓参りやハイキングなど市民が多く訪れるため、狩猟地に適さない。また、静寂な山林には多くの野鳥が生息し、市民の憩いの場となっていることから、鳥類の繁殖を図るとともに、寺院の静寂を保ち、本地域の豊かな自然を保全し、狩猟活動に伴う危険防止を図るため、鳥獣保護区に指定する。

15 賤機山鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域（区域表示の変更）

静岡市葵区宮ヶ崎町102番地静岡浅間神社前を起点とし、市道麻機街道線に沿って北進し、県道山脇大谷線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北進し、新桜峠トンネルを経て県道井川湖御幸線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、市道浅間神社前線との交点に至り、同地点から起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 本地域は、静岡市の中心部に位置する静岡浅間神社を起点として南北に帯状に連なる丘陵地帯であり、神社、寺院等が多く歴史的に重要な文化財が保存されている。多くの野鳥が生息し、尾根伝いにハイキングをする市民も多い。また、北部の鯨ヶ池には、冬期に多くのカモ類が飛来し、市民を楽しませている。このため、市民憩いの場として鳥類の繁殖を促すとともに、本地域の貴重な自然を保全し、狩猟活動に伴う危険防止を図るため、鳥獣保護区に指定する。

16 東海自然歩道静岡鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域（区域表示の変更）

竜爪山薬師岳を起点として、同地点から旧清水市との境界線に沿って北東進し、葵区平山字北沢1836に至り、同地点から北沢に沿って南東進し、葵区平山字北沢1851、葵区平山字コリトリ場1619を経て林道則沢線に入り、更に南進し、同林道の起点に至り、同地点から中沢に通じる山道に沿って西進し、葵区牛妻字中沢1343に至り、同地点から安倍川を渡り葵区油山字大下山1513-1に至り、同地点から県道梅ヶ島温泉昭和線に沿って北進し、井戸沢に至り、同地点から同沢に沿って尾根まで北西進し、同尾根に沿って西進し、大段を経て葵区油山字ホソオ2150に至り、同地点から沢沿いに西進し、県道大川静岡線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、大沢に至り、同地点から同沢に至って西進し、尾根に至り、同地点から山道に沿って南西進し、高山に至り、同地点から尾根に沿って西進し、林道大沢山線の起点に至り、同地点から同林道に沿って北進し、更に山道に沿って南西進し、水見色と国土交通省無線中継所を結ぶ山道との交点に至り、同地点から同山道に沿って北西進し、葵区坂本字横山638に至り、同地点から旧清沢村43林班と44林班境に沿って西進し、NTT専用道との交点に至り、同地点か

ら葵区坂本字ヒカゲ豆地660-1、葵区坂本字茶ノ木段676-1を経て、葵区寺島字ヒカゲ104に至り、同地点から旧清沢村45林班と46林班境に沿って西進し、葵区鍵穴字ゾウバカセ816に至り、同地点から更に沢沿いに南西進し、葵区寺島字ナシノキ625-9に至り、同地点から山裾に沿って南進し、県道南アルプス公園線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、茨沢橋に至り、同地点から藁科川を渡り尾根沿いに南西進し、旧清沢村34林班と35林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って南東進し、藁科川を渡り県道南アルプス公園線との交点に至り、同地点から同県道に沿って西進し、国道362号との交点に至り、同地点から同国道に沿って西進し、更に清沢小学校北側の尾根に沿って北進し、旧清沢村33林班と35林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って北進し、葵区相俣字ナカノハタケ326-1に至り、同地点から上相俣に向かって山道を南西進し、国道362号との交点に至り、同地点から同国道に沿って西進し、葵区相俣字奥間山381に至り、同地点から尾沢戸橋を渡り歩道コマクリ街道に沿って南進し、葵区黒俣字ウツボ沢1153、葵区黒俣字ミコワセ1190を経て山道に至り、同地点から同山道に沿って南西進し、旧清沢村12林班と13林班との交点に至り、同地点から同境に沿って南進し、葵区黒俣字豆地1608-1に至り、同地点から山道に沿って南西進し、葵区黒俣字ナカヒカゲ1612、葵区黒俣字井ノ向1941-1、葵区黒俣字桜ノ久保1997-1を経て葵区黒俣字大根白2006に至り、同地点から山道に沿って北西進し、旧清沢村17林班と14林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って南西進し、14林班と16林班境、15林班と16林班境を経て静岡市と藤枝市との境界線との交点に至り、同地点から同境界線に沿って西進し、清笹峠を経て更に川根本町と静岡市の境界線に沿って北進し、旧清沢村17林班と18林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って西進し、葵区黒俣字ヨコゾレ2282-1に至り、同地点から葵区黒俣字寺平1785-1を経て葵区黒俣字井戸奥1393に至り、同地点から山道に沿って南東進し、葵区黒俣字茶畑ノ段1244-2に至り、同地点から山道に沿って北進し、旧清沢村21林班と22林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って南東進し、磐龍寺に至り、同地点から国道362号を越え東進し、氷川に至り、同地点から氷川に沿って北進し、向外戸橋に至り、同地点から尾根道に沿って東進し、高压線が交差する点に至り、同地点から旧清沢村32林班と35林班境、35林班と36林班境に沿って北東進し、葵区鍵穴字本村363-1に至り、同地点から藁科川を渡り坂本川に沿って東進し、葵区寺島字軒山599-1に至り、同地点から山裾に沿って北東進し、葵区坂本字シンナシ186-1、葵区坂本字大崩359、葵区坂本字石ノホツ407を経て葵区坂本字大石の元486に至り、同地点から尾根道に沿って北東進し、葵区坂本字ゴトロワキ442-1に至り、同地点から旧美和村と清沢村境に沿って北進し、突先山に至り、同地点から尾根に沿って北進し、釜石峠に至り、同地点から沢沿いに南東進し、県道大川静岡線の終点に至り、同地点から同県道に沿って南東進し、ヨリン沢に至り、同地点から同沢に沿って北進し、山道を経て林道相沢線の終点に至り、更に山道に沿って北進し、打越峠に至り、同地点から尾根に沿って南東進し、油山に至り、同地点から尾根に沿って北東進し、葵区油山字奥山2335-210に至り、同地点から尾根に沿って南東進し、日向山を経て県道梅ヶ島温泉昭和線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北進し、竜西橋を経て県道井川湖御幸線に至り、同地点から同県道に沿って北進し、葵区牛妻字シャクジ沢603-12に至り、同地点から通称天神沢沿いに東進し、天神の滝を経て字天神下1037-1に至り、同地点から尾根沿いに東進し、旧清水市との境界線との交点に至り、同地点から旧境界線に沿って南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、静岡市の中心部から車で30分程度で訪れることのできる温帯性の美しい森林地帯である。東海自然歩道が横断しており、ハイキングに訪れる人が多く、自然と接する場となっているため、本地域で狩猟活動を行うことは望ましくない。また、本地域は野生鳥獣の種類も豊富であり、その生息地を保護し、貴重な市民憩いの場として、鳥類の繁殖を促すため、鳥獣保護区に指定する。

17 遠州灘鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域（区域表示の変更）

掛川市と袋井市との境界線と国道150号線との交点を起点とし、国道150号線に沿って東進し、県道袋井大須賀線との交点に至り、同地点から同線を北上し、県道相良大須賀線との交点に至る。同地点から同線を東進し、県道大東相良線との交点に至って同地点から同線を東進し、御前崎市道2018号線との交点に至り、同地点から同線を南進して国道150号線との交点に至り、同地点から同線を東進し御前崎市道103号線との交点に至る。同地点から同線を北進し県道大東相良線との交点に至り、同地点から同線を東進して相良町との境界線郡界橋に至り、同地点から同境界に沿って南進し御前崎市との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って東進し県道御前崎堀野新田線との交点に至る。同地点から同線に沿って東進し御前崎市道267号線との交点に至り、同地点から同線を北進し市道255号線との交点に至り、同地点から同線を東進して港湾敷地に至る。同敷地沿岸を南下し海岸線に沿って南東に進み御前崎半島先端部元根海岸を経て西進し、掛川市、袋井市を経て磐田市に入り、天竜川河口左岸に至り、同地点から同川左岸に沿って北進し、市道掛塚塩新田幹線の延長線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道掛塚90号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道豊岡掛塚線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西へ進み、市道掛塚駒場幹線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東へ進み、市道豊岡駒場幹線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道駒場南北線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道駒場108号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道駒場大中瀬線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道南平松13号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、松林との交点に至り、同地点から松林に沿って東進し、市道小中瀬13号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、旧仿僧川南特定猟具（銃）使用禁止区域境界線に至り、同線沿いに東進し、市道大中瀬25号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、同線の延長線と仿僧川右岸との交点に至り、同地点から仿僧川に沿って東進し、太田川河口と豊浜を流れる前川左岸の延長線との交点に至り、同延長線上に沿って前川左岸を東進し、袋井市との境界線に至り、同地点から境界線に沿って北進し、国道150号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 集団渡来地

イ 指定目的 本区域は、季節の渡り鳥が集団で渡来する貴重な地域を保全し、多種類の鳥獣が繁殖、および生息しているため、保護する。

18 橘鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域

町道新田赤松線と町道大洞院線との交点を起点とし、町道新田赤松線を南進し、町道一藤川久保自歩道線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道一藤五明線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道森小学校北線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道庵山線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道周智高校線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道蓮華寺線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大門東区画8号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道大門東区画10号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道大門東区画4号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道大門東区画3号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道森宮線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道宮代東大洞院線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、県道宮代・赤根線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道宮奥上納山線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大上宮奥線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大洞院線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富み、多様な鳥獣が生息している。このため、当地域を森林鳥獣生息地として指定し、当地域に生息する鳥獣の良好な生息環境を保全する。

19 東海自然歩道春野鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域

周智トンネルを起点として同地点から市道春野静修線に沿って西進し、市道春野中山静修線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し、国道362号線との交点に至り、同地点から同国道に沿って北進し、県道286号線との交点に至り、同地点から同国道に沿って北西進し、浜松市天竜区小川との境に至り、同地点から同境に沿って西進し、浜松市天竜区龍山町との境に至り、同地点から同境に沿って北進し、秋葉山頂に至り、同地点から約700m同境に沿って北進した地点より、久保田地区早川沢橋に向かって東進し、国道362号線との交点に至り、同地点から同国道に沿って南進し、県道263号線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東進し、県道水窪森線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東進し市道春野花島線、林道鳥ノホツ線を経て林道菊山線との交点に至り、同地点から同林道に沿って約600m東進した地点より南東進し島田市との行政境に至り、同地点から約6km同行政境及び森町との

行政境に沿って南西進した地点より北西進し、県道水窪森線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し、市道春野胡桃平線を経て新不動橋に至り、同地点から県道58号線に沿って南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 本地域は、スギ、ヒノキの人工林が良く手入れされており、美林がいたる所に見られる。それとともに鳥獣保護区の中心を東海自然歩道が通っている地域である。このため、将来にわたり鳥獣の保護及び繁殖を進めていく必要がある地域である。

20 二俣小学校野鳥愛護林鳥獣保護区（昭和47年10月27日 静岡県告示第827号）

(1) 区域

国道152号鳥羽山隧道東口を起点として、同地点から天竜浜名湖鉄道、市道天竜和田北鹿島線を横断、鳥羽山公園入口を経て山の麓を東進し、二俣川右岸に至り、同地点から山の斜面沿いに南西進し、天竜川左岸沿いに山の麓に沿って西進し、天竜浜名湖鉄道、国道152号を横断してさらに北進し川口堤防より山裾を南進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 この地域は浜松市天竜区（旧天竜市）の南端に位置し急峻な地形であり、松、杉が植生し、広葉樹の混生地域である。このため、野生鳥獣の生息地として適地である。

21 三ヶ日西部鳥獣保護区（平成4年10月30日 静岡県告示第948号）

(1) 区域

愛知県（新城市）との県境、宇利峠を起点として国道301号に沿って南進し、浜名惣社神明宮前を経て三ヶ日上神地内より市立三ヶ日西小学校前を通り、三ヶ日スカイライン入口を経て三ヶ日協働センター東側より国道362号との交点に至り、同国道を天竜浜名湖線に沿って西進し国道301号の交点を左折し、同主要地方道を南進し、瀬戸トンネルに至る。瀬戸トンネルより湖西市、愛知県境の稜線に沿って利木峠・本坂峠・中山峠を経て起点（宇利峠）に至る一円の地域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、猪鼻湖鳥獣保護区の西側に面し、湖西市、愛知県と隣接している。

境は、国有林を中心とする山林であり杉、檜、雑木林で覆われ計画保護区の40%を占めている。平坦地、緩斜面での農地では特産のみかん、水稻が栽培されている。また、北か

ら猪鼻湖に釣橋川、西から日比沢川、西神田川の2級河川が流れており猪鼻湖鳥獣保護区からマガモ、ゴイサギの飛来が多い。

このため、将来にわたり鳥獣の保護及び繁殖を進めていく必要がある地域である。

22 浜北北西部鳥獣保護区（平成14年10月29日 静岡県告示第902号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市浜北区四大地10番3を起点とし、都田川に沿って旧浜松市境を北進し、堀谷堂橋に至り、同地点から市道大平堀谷線を東進し、県道熊小松天竜川停車場線に至り、同地点から同線を南東進し、主要地方道浜北三ヶ日線との交点に至る。同地点から同線に沿って北西進し、市道宮口川山線との交点に至り、同地点から同線を西進し、旧浜松市境との交点に至る。同地点から旧浜松市境を北西進し、起点に至る一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 本地域は、浜北区の市街地の北西部に位置し、東に県立森林公園鳥獣保護と接し林野と農耕地が大半を占め、鳥獣類の生息地としての自然環境を残している。